

ローカル10,000プロジェクト 交付決定までの流れ



【留意事項】

・市区町村におかれては、毎月末日までに、提出書類一式※について、総務省へ電子メールにより送信するとともに、電子メール等にて、都道府県市区町村担当課にも提出すること。

※地域経済循環創造事業実施計画書（別記様式第1号-1、別記様式第1号-2） 交付対象経費の根拠となる見積書 事業の内容がわかる説明資料 等

対策 特定の民間事業者を公費で支援することに理解が得られにくい場合

公益性評価の実施

ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には

丁寧な説明が必要となる場合も考えられる。

交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

兵庫県丹波市

○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

（1）副市長

（2）産業経済部長

（3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

高知県

○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

（1）補助申請案件の適格性

（2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることはできない。